

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	40 福岡県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	13 人 (専任 13 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和 53 年 6 月 23 日 根拠: 福岡県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	福岡県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 1 月 31 日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第4次福岡県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 4 月 1 日		← 未定の場合は○をつけてください。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 13 年 10 月 19 日
	施 行 日	平成 13 年 10 月 19 日
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	○ 特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用		1:平成29年4月1日		2:平成29年5月1日		3:その他: 平成年月日	
	目標値	平成 31 年度まで 42 %		平成 年度まで %			
	根 拠	第4次福岡県男女共同参画計画、審議会等委員への女性の登用推進実施要領(平成28年4月1日)					
	目標設定の対象である審議会等の範囲	附属機関及び要綱等に基づき設置された協議会等					
	目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(96)うち女性委員を含む審議会等数(95)			
		延総委員等数(1,348)	延女性委員等数(560)	女性比率(41.5)			
	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(87)うち女性委員を含む審議会等数(86)			
		延総委員等数(1,740)	延女性委員等数(650)	女性比率(37.4)			
	法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数(40)うち女性委員を含む審議会等数(39)			
		延総委員等数(1,028)	延女性委員等数(338)	女性比率(32.9)			
	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6)			
		延総委員等数(89)	延女性委員等数(20)	女性比率(22.5)			
目標値以外の目標設定							
女性 登用 方 策	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無 作成予定有					
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(平成 年 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無		有 ○ ・無			
		委員の公募		有 ○ ・無			
	そ の 他	(審議会等委員への女性の登用推進実施要領に基づく登用推進員の設置)					

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日			
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	393	41	10.4	22	2	9.1	115	6	5.2	256	33	12.9
	うち一般行政職	317	36	11.4	22	2	9.1	53	3	5.7	242	31	12.8
支庁・地方事務所等	計	362	30	8.3	5	0	0.0	56	0	0.0	301	30	10.0
	うち一般行政職	244	21	8.6	3	0	0.0	18	0	0.0	223	21	9.4
全体	計	755	71	9.4	27	2	7.4	171	6	3.5	557	63	11.3
	うち一般行政職	561	57	10.2	25	2	8.0	71	3	4.2	465	52	11.2
再掲	警察関係	100	3	3.0	0	0		84	3	3.6	16	0	0.0
	教育委員会	110	13	11.8	4	1	25.0	6	0	0.0	100	12	12.0

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	912	75	8.2	1,633	210	12.9
	うち一般行政職	454	63	13.9	443	160	36.1
支庁・地方事 務所等	計	1,414	187	13.2	2,393	302	12.6
	うち一般行政職	807	132	16.4	556	214	38.5
全体	計	2,326	262	11.3	4,026	512	12.7
	うち一般行政職	1,261	195	15.5	999	374	37.4
再掲	警察関係	919	35	3.8	3,172	234	7.4
	教育委員会	209	43	20.6	108	46	42.6

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	47	4	8.5	94	9	9.6	83	22	26.5
	うち一般行政職	37	3	8.1	78	9	11.5	65	19	29.2
支庁・地方事 務所等	計	76	7	9.2	191	43	22.5	323	64	19.8
	うち一般行政職	38	7	18.4	107	30	28.0	103	45	43.7
全体	計	123	11	8.9	285	52	18.2	406	86	21.2
	うち一般行政職	75	10	13.3	185	39	21.1	168	64	38.1
再掲	警察関係	44	2	4.5	85	5	5.9	226	14	6.2
	教育委員会	15	2	13.3	40	12	30.0	33	13	39.4

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地 での長 期研修 (4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的に記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○										※教育庁、県警除く
補佐級	○					○					※教育庁、県警除く
係長級	○					○	○				※教育庁、県警除く

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇 任 試 験			
昇 格 試 験			

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	702	180	25.6
うち 上級	355	86	24.2
うち一般行政職	264	97	36.7
うち 上級	108	34	31.5
うち警察関係	415	66	15.9
うち 上級	227	38	16.7

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	福岡県男女共同参画センター			愛称・通称	あすばる
設置年月日	平成	8 年	11 月 22 日	施設形態	単独施設 ○ 複合施設
所在地等	郵便番号：816-0804 住 所：福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号：092-584-1261 FAX番号：092-584-1262 ホームページ： http://www.asubaru.or.jp				
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：クローバープラザ管理運営共同体) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(公益財団法人福岡県女性財団)				
職 員 数	常勤	14 人、	非常勤	7 人	予算額 平成29年度 36,468 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項：情報誌発行、「あすばる男女共同参画フォーラム」の開催等) ○ 2. 講座(主な事項： 職員のための男女共同参画セミナー、「女性による元気な地域づくり応援講座」、相談員や) ○ 3. 相談事業(主な事項： 総合相談、専門相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書等の収集、ホームページによる情報提供(女性ロールモデル紹介等)) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 「あすばる男女共同参画フォーラム」の開催等(再掲)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： くおか女性いきいき塾(再掲)、女性活躍推進企業内研修等) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 女性の社会参画推進のための調査・研究) ○ 10. その他(主な事項： 参画センターとの連携によるDV防止キャンペーン、大学との連携事業、女性団体等のネッ)				

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
○	
○	
○	
○	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具 体 的 項 目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○	○
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	○
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬	その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無		○	○
選 定 等 の 基 準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○
	12	その他	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称：「子育て応援宣言企業」登録制度(7～10、12)、「介護応援宣言企業」登録制度(7

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称：福岡県男女共同参画表彰(4～10、12)、子育て応援宣言企業・事業所知事表彰

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	福岡県女性の活躍応援協議会
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	女性の大活躍推進福岡会議

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 福岡県男女共同参画白書
公表周期		1 年 不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成29年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 福岡県男女共同参画白書の作成 ・ 女性に対する暴力防止に関する広報 ・ 男女共同参画センター情報事業 ・ 「福岡国際女性シンポジウム」の開催 ・ あすばる男女共同参画フォーラム ・	男女共同参画の推進状況、施策に関する報告等 ポスター、リーフレット等の作成、高校生向けパンフレット配布 ライブラリー、情報誌、ホームページ、ロールモデル紹介等による情 基調講演、パネルディスカッション 基調講演、活動発表等		10月頃 11月頃 通年 9月9日 11月
2. 表彰 ・ 福岡県男女共同参画表彰 ・	男女共同参画の推進に功績があった者を表彰		11月25日
3. 講座 ・ 「ふくおか女性いきいき塾」 ・ 地域のリーダーとなる女性の人材育成講座 同上 ・ 女性のための災害対応力向上講座 ・ 暴力防止研修会 ・ 婦人相談員への専門研修 ・ 育児休業者職場復帰支援講座 ・ 若手女性キャリアアップ意識向上セミナー ・ 各種セミナー・講座 ・	課題研究や講義、討論等を通して地域や企業等で活躍が期待できる 女性リーダーを育成 「女性による元気な地域づくり応援講座」 「地域のリーダーを目指す女性応援研修」 女性の視点を生かした避難所運営についての講座 避難所運営図上訓練、避難物資使用体験 暴力防止に関する必要な知識等の習得(民生委員) 婦人保護に関する相談に必要な知識等の習得 育児休業中の女性の職場復帰に対する不安感を払拭するためのセ 若手女性のキャリアアップに対する不安感を払拭するためのセミ 行政職員のための男女共同参画セミナー等	30人 160人(20人×8地 +他) 20人	通年 通年 11～12月 10月以降 通年 9,10月 9～12月 通年
4. 相談事業 ・ 男女共同参画センター相談事業 ・ 配偶者暴力相談支援センター事業 ・ 婦人相談事業 ・	総合相談、専門相談等 配偶者等からの暴力に関する相談 婦人保護に関する相談		通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画センター情報事業(再掲) ・ 中小企業の女性の活躍に関する取組の発信 ・	ライブラリー、情報誌、ホームページ、ロールモデル紹介等による情 福岡県女性の活躍推進ポータルサイトの構築		通年
6. 苦情処理 ・ 福岡県男女共同参画審議会の設置 ・	審議会内に苦情処理部会設置		その都度
7. 交流促進 ・ あすばる男女共同参画フォーラム(再掲) ・	基調講演、活動発表等		11月 ――
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 「ふくおか女性いきいき塾」(再掲) ・ トップリーダー啓発事業 ・ 企業における女性の活躍推進事業 ・ 競争入札参加資格における加点制度 ・	課題研究や講義、討論等を通して地域や企業等で活躍が期待できる 女性リーダーを育成 各種団体のトップリーダーが集まる研修会等に講師を派遣 「福岡県女性の活躍応援協議会」の設置、「よくわかる女性活躍支援 の手引き」の配布、企業への研修講師派遣、中小企業向け実務専 門家の派遣、企業における女性の活躍推進補助金 競争入札参加資格加点項目の一つとして「女性の活躍推進」を設定	30人	通年 通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 女性の社会参画推進のための調査・研究 ・	男女共同参画センターで実施する各種調査・研究等		通年
11. その他 ・ 女子中高生の進路選択応援事業 ・ 配偶者からの暴力防止対策連絡会議 ・ 市町村担当課長会議の開催 ・ 女性団体ネットワーク形成支援 ・ 職員の講師派遣 ・ ・	女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起し、当該分野 への進学を促進 関係機関との連携強化 市町村との連携強化 「ふくおかみらいねっと」の支援等 県民向け出前講座等へ職員を講師として派遣		通年 7月 5月 通年 通年

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成29年4月1日 その他: 平成 年 月 日

議 会 名	福岡県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
問2. 問1 で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1	
	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。		
	3.その他		
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	1		
育児	3		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他 (具体的に事由を記載してください)	3		
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名	福岡県議会会議規則 第2条 第2項		
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。 議員が、公務、疾病、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため欠席しようとするときは、第二号様式により、その理由を付して議長に届け出なければならない。散会前に退場する場合も、また同様とする。			

都道府県名

福岡県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

○

平成29年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性 任期:平成 27 年 4 月 23 日 ~ 平成 31 年 4 月 # 日
副知事	3 人 (女性 1 人、男性 2 人)

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	58	4	6.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	57	4	7.0	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	11	1	9.1	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	2	40.0	
	2 国土利用計画地方審議会	6	3	50.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	25	3	12.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	35	14	40.0	
	7 精神医療審査会	20	4	20.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	17	10	58.8	
	9 都道府県医療審査会	29	7	24.1	
	10 准看護師試験委員会	12	6	50.0	
	11 麻薬中毒審査会	4	2	50.0	
	12 地方社会福祉審議会	35	17	48.6	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	23	6	26.1	
	14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
	15 都道府県農業共済保険審査会	9	4	44.4	
	16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	11	1	9.1	
	18 建築審査会	7	2	28.6	
	19 都道府県建築士審査会	8	2	25.0	
	20 都道府県都市計画審議会	28	3	10.7	
	21 開発審査会	7	3	42.9	
	22 私立学校審議会	11	6	54.5	
	23 石油コンビナート等防災本部	34	0	0.0	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	4	20.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	12	60.0	
	30 介護保険審査会	27	12	44.4	
	31 都道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
	32 感染症の診査に関する協議会	51	23	45.1	
	33 警察署協議会	361	140	38.8	
	34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	37	2	5.4	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	38 市街地再開発審査会				
	39 都道府県職員委員会	5	1	20.0	
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	43 留置施設視察委員会	6	1	16.7	
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	45 指定難病審査会	24	7	29.2	
	46 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
	48 国民健康保険運営協議会	15	5	33.3	
	49				
	50				
	51				
	合 計	1,028	338	32.9	
	女性委員0の審議会数	1			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	20	6	30.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	30	6	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	89	20	22.5	
	女性委員0の委員会数	3			